

平成23（2011）年8月10日

〒553-8553 大阪市福島区海老江1-1-24

阪神電気鉄道株式会社

代表取締役会長 坂井 信也 様

代表取締役社長 藤原 崇起 様

ホームを含む駅構内の全面禁煙化の要望書

禁煙推進学術ネットワーク

日本癌学会 日本口腔衛生学会 日本口腔外科学会 日本公衆衛生学会
日本呼吸器学会 日本歯周病学会 日本循環器学会 日本小児科学会
日本心臓病学会 日本肺癌学会 日本麻酔科学会 日本人間ドック学会
日本口腔インプラント学会 日本頭頸部癌学会 日本歯科人間ドック学会

謹啓

御社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私ども「禁煙推進学術ネットワーク」は、2004年5月から2010年6月までに5回にわたり、JR旅客6社へ、受動喫煙対策の改善に関する要望書を送らせていただきました。

この間、JR東日本が本年6月1日から関東1都6県の全駅を、JR東海が2009年3月から在来線の全駅を、JR西日本が2010年7月から京阪神エリアを中心とした主要251駅を、終日完全禁煙化しています。また私鉄でも、健康増進法が施行された2003年5月1日からは関東の大手を中心とした10社が、本年4月1日からは南海電気鉄道が、全駅を完全禁煙化しています。

喫煙と受動喫煙による健康障害を防止するための国際条約である「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」では、「喫煙室や空気清浄機の使用では受動喫煙を防止することは出来ない」として、2010年2月までに公共の輸送機関を含む閉鎖空間の全面禁煙化を求めています。また、2010年2月25日に厚生労働省健康局長より通知された「受動喫煙防止対策について」（健発0225第2号）でも公共交通機関の全面禁煙、および、屋外であっても子どもが利用する空間では受動喫煙防止対策を求めています。

私どもは、さらなる受動喫煙防止の観点から、以下の点について厚生労働省科学研究「わが国の今後の喫煙対策と受動喫煙対策の方向性とその推進に関する研究」に基づく根拠データを添えて要望いたします。

要望：駅構内を全面禁煙とすること

なお、この要望への回答は書面にて、平成23(2011)年9月9日までに禁煙推進学術ネットワーク宛に返信用封筒でご返送くださいますようお願い致します。

また、回答についてはJR各社からのものと同様、禁煙推進学術ネットワークのホームページに掲載する予定です。

謹白

(ご回答先) 〒660-0828 兵庫県尼崎市東大物町1丁目1-1
兵庫県立尼崎病院 院長 藤原 久義 宛
禁煙推進学術ネットワーク委員長
ホームページ : <http://tobacco-control-research-net.jp/>

要望：ホームを含む駅構内の全面禁煙化

図1は東海道新幹線の禁煙車両に乗車するために並んだ場合に、ホームの喫煙コーナーが原因となって発生する受動喫煙の曝露濃度を評価する測定風景（写真の赤丸部分に測定器）およびその結果です。屋外とはいえ、喫煙コーナーの風下側では高い濃度の受動喫煙が発生しています。

しかし御社では、火災予防上禁煙とする必要がある地下駅（梅田、三宮、元町など）以外では、駅のホームを禁煙化していません。

駅ホームは、気管支喘息や化学物質過敏症の人、子どもや妊婦などタバコの煙に対する弱者も利用します。また、「受動喫煙防止対策について」（健発0225第2号、平成22年2月25日）でも「子どもの利用が想定される公共的な空間」は受動喫煙防止対策を行うべき場所であることが取り上げられています。

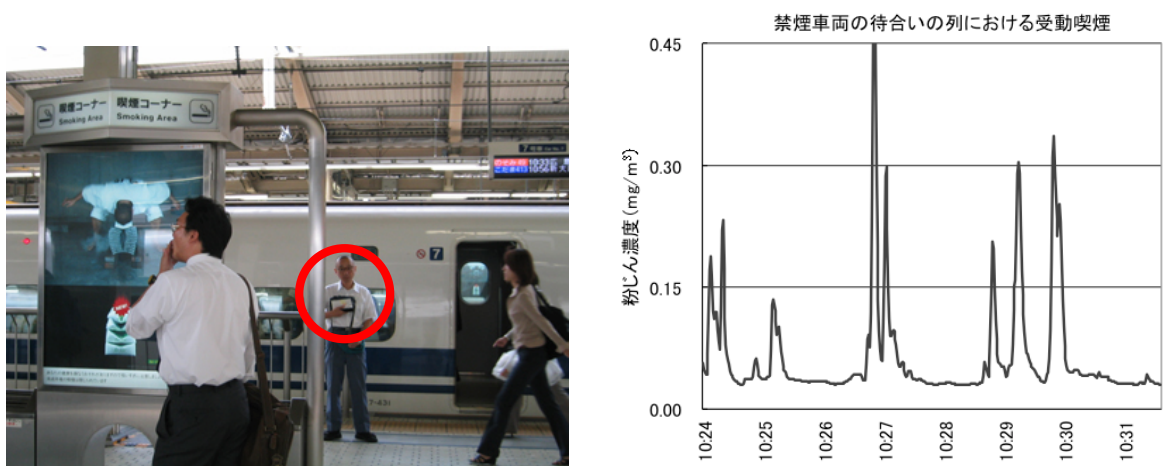


図1. 新幹線、禁煙車両の前に並んだ場合の受動喫煙曝露濃度（赤い丸は粉じん計を示す）

さらに、喫煙後の口腔粘膜や洋服・髪の毛に付着したタバコ煙粒子からは、数時間にわたって有害なガス状成分が発生します。

図2（次ページ）にシックハウス症候群の原因物質として知られているTVOCの濃度が、喫煙後の呼気に高い濃度で含まれていることを証明した実験結果を示します。喫煙者の呼気や洋服から発生するタバコ臭にはTVOC以外にも有害なガス状成分が多く含まれていることから残留タバコ成分（3次喫煙：Thirdhand smoke）と定義されるようになりました。3次喫煙は気管支喘息や化学物質過敏症の発作を誘発し、臭いに敏感な妊婦では気分不良の原因となります。また、多くの非喫煙者ではそのような発作を起こさないまでも、3次喫煙による不愉快な思いが旅行の間中続くこととなります。

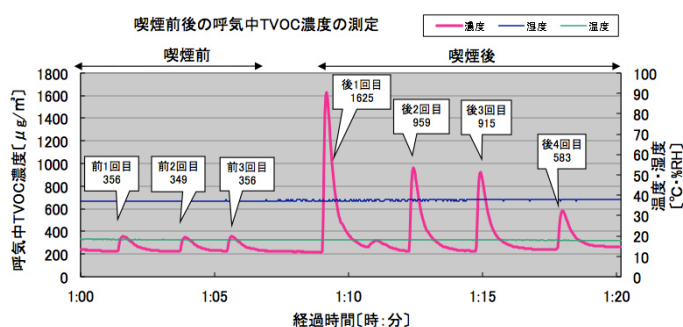


図2. 喫煙後の呼気に含まれるガス状物質

また、JR東日本の新幹線ホームには図3に示す喫煙室が設置されていますが、喫煙本数に見合った排気風量が設定されていないため、内部が劣悪な空気環境であることが確認されました。グラフの縦軸の一目盛りは厚労省の喫煙室の基準値 ($0.15\text{mg}/\text{m}^3$) としています。駅ホームの喫煙室は、その基準値の30倍を超える高い濃度でした。このような喫煙室を利用した喫煙者の洋服や髪の毛にはタバコから発生する大量の粒子状成分(ヤニ)が付着し、車内に持ち込まれ、残留タバコ成分による被害の原因となります。

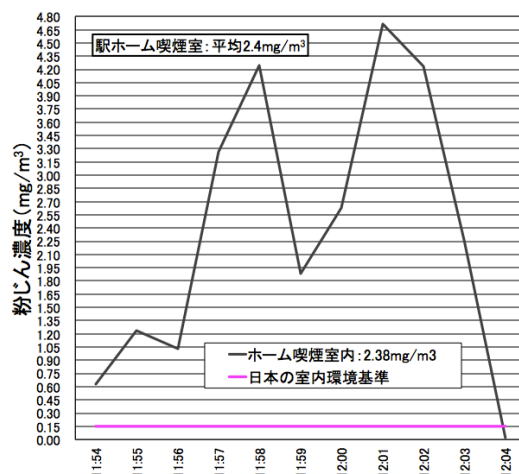


図3. 東京駅 東北・上越新幹線ホームの喫煙室とその内部のタバコ煙濃度

さらに、このような喫煙室の灰皿を清掃する人達にとっては、職業的な受動喫煙の原因ともなります（図4）。

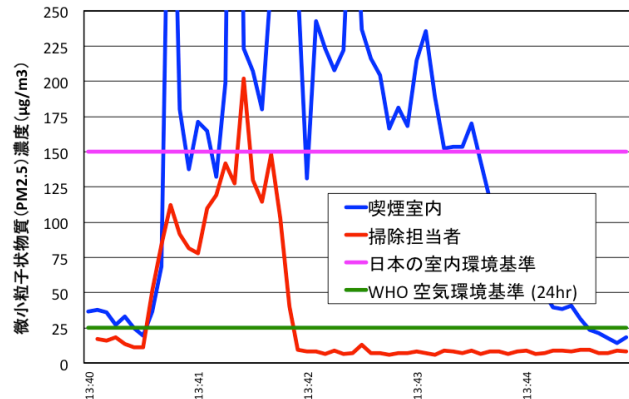


図4. 喫煙室の清掃時、担当者の胸元の粉じん計で測定された受動喫煙（右、赤いグラフ）

電車内や整列乗車時の3次喫煙、および職業的な受動喫煙などの原因となる喫煙室を、今後も作らないことを要望いたします。

以上